

「**土壤汚染対策法**」及び「**大阪府生活環境の保全等に関する条例**」(土壤汚染対策)の施行状況

(平成19年12月31日現在)

《土壤汚染対策法》

法第3条関係

有害物質使用特定施設の使用が廃止された件数	394件 (373件)
土壤汚染状況調査の結果報告件数	127件 (79件)
土壤汚染状況調査を実施中の件数	1件 (4件)
都道府県知事の確認により調査猶予がされた件数	250件 (284件)
上記確認の手續中の件数	18件 (9件)
その他(調査実施か確認手續きを行うか検討中のもの等)	6件 (8件)
法第3条調査の結果に基づき指定区域として指定した件数	26件 (238件)
上記指定区域の解除状況	
・全部解除	10件 (112件)
・一部解除	1件 (5件)

法第4条関係

調査命令を発出した件数	0件 (4件)
法第4条調査の結果に基づき指定区域として指定した件数	0件 (2件)
上記指定区域の解除状況	
・全部解除	0件 (0件)
・一部解除	0件 (0件)

()内は平成19年9月30日現在の全国の件数

《大阪府生活環境の保全等に関する条例（土壌汚染対策）》

条例第 8 1 条の 4 関係

(形質変更される土地の調査等)

土地の利用履歴等調査結果報告の件数	1 0 9 4 件
土壌汚染状況調査結果報告の件数	7 8 件
上記調査中の件数	8 件

条例第 8 1 条の 5 関係

(有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地である土地の調査等)

土壌汚染状況調査結果報告の件数	2 件
上記調査中の件数	0 件
ただし書き確認の件数	3 件
ただし書き確認中の件数	0 件

条例第 8 1 条の 6 関係

(使用が廃止された有害物質使用届出施設等が設置されていた工場又は事業場の敷地であった土地の調査等)

有害物質使用届出施設等廃止の件数	4 8 件
土壌汚染状況調査結果報告の件数	1 6 件
上記調査中の件数	1 件
ただし書き確認の件数	3 3 件
ただし書き確認中の件数	0 件
その他	0 件

条例第 8 1 条の 7 関係

(勧告)

勧告の件数	0 件
-------	-----

条例第 8 1 条の 8 関係

(管理区域の指定等)

条例第 8 1 条の 4 による管理区域の件数	1 3 件
上記指定手続中の件数	1 件
上記指定解除の件数	5 件
条例第 8 1 条の 5 による管理区域の件数	0 件
上記指定手続中の件数	0 件
上記指定解除の件数	0 件
条例第 8 1 条の 6 による管理区域の件数	0 件
上記指定手続中の件数	0 件
上記指定解除の件数	0 件

第三条 （使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査）

使用が廃止された有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する特定施設（次項において単に「特定施設」という。）であって、同条第二項第一号に規定する物質（特定有害物質であるものに限る。）をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。）に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）であって、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は次項の規定により都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、環境省令で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときは、この限りでない。

第四条 （土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査）

都道府県知事は、前条第一項本文に規定するもののほか、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する土地があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、同項の環境大臣が指定する者に同項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。

第八十一条の四（形質変更される土地の調査等）

土地の所有者等は、当該土地の形質変更(規則で定める規模のものに限る。)をしようとする場合には、当該土地に係る過去の管理有害物質の使用の状況その他の規則で定める事項について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、当該土地が工場又は事業場(当該工場又は事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができないものに限る。)の敷地として利用される場合は、この限りでない。

第八十一条の五（有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地である土地の調査等）

有害物質使用特定施設(土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号。以下「土壤法」という。)第三条第一項に規定する有害物質使用特定施設をいう。以下同じ。)又は有害物質使用届出施設(第四十九条第二項に規定する届出施設であって、同項第一号の規則で定める物質(特定有害物質であるものに限る。)をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。)若しくはダイオキシン特定施設(以下「有害物質使用届出施設等」という。)が設置されている工場又は事業場の敷地である土地の所有者等は、当該土地の形質変更をしようとする場合には、規則で定めるところにより、当該土地(前条第二項の規定による調査の対象となる土地を除く。)の土壤の管理有害物質(規則で定める管理有害物質に限る。)による汚染の状況について、同項の規定による指定を受けた者に規則で定める方法により調査させて、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、当該土地が当該有害物質使用特定施設又は有害物質使用届出施設等が設置されている当該工場又は事業場の敷地として利用されるときその他規則で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壤の管理有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の知事の確認を受けたときは、この限りでない。

第八十一条の六（使用が廃止された有害物質使用届出施設等が設置されていた工場又は事業場の敷地であった土地の調査等）

使用が廃止された有害物質使用届出施設等が設置されていた工場又は事業場の敷地であった土地の所有者等であって、当該有害物質使用届出施設等を設置していたもの又は次項の規定により知事から通知を受けたものは、規則で定めるところにより、当該土地の土壤の管理有害物質(規則で定める管理有害物質に限る。)による汚染の状況について、第八十一条の四第二項の規定による指定を受けた者に規則で定める方法により調査させて、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、規則で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壤の管理有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の知事の確認を受けたときは、この限りでない。

第八十一条の七（勧告）

知事は、土地の所有者等が次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、当該土地の所有者等に対し、調査及びその結果を報告することその他の必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

第八十一条の八（管理区域の指定等）

知事は、土壤汚染状況調査の結果、当該土地の土壤の管理有害物質による汚染状態が規則で定める基準に適合しないと認める場合には、当該土地の区域をその土地が管理有害物質によって汚染されている区域として指定するものとする。